

静岡ガスグループ

調達活動基本方針・CSR 調達ガイドライン

コーポレートサービス本部

総務部 購買担当

◇はじめに

静岡ガスグループは、「**エネルギーを中心としたグループ総合力で、豊かで持続可能な未来を追い求めます**」を企業理念に掲げ、都市ガス供給、販売、その他エネルギーサービス提供の事業活動をしています。

健全な事業活動は静岡ガスグループ単独で実現できるものではなく、調達、商材の技術開発および製販に関わるお取引先の皆様のご理解とご協力が必要と考えています。

静岡ガスグループは、サプライチェーン全体で持続的な社会の実現するために「調達活動基本方針」と「CSR 調達ガイドライン」を定め、CSR 調達を推進します。

CSR 調達を通して、お取引先の皆様との健全なネットワークを構築し、さらなる協力体制を整備することで、静岡ガスグループとお取引先の皆様の企業価値向上を目指します。

<調達活動基本方針>

静岡ガスグループで従業員が調達活動に携わる際に基本とする方針です。調達活動基本方針は静岡ガスグループ行動基準に基づき、作成しています。

参考：静岡ガスグループ行動基準（関連する項目を抜粋）

『 2. 様々な人に支えられる企業として

（2）お取引先との関係

私たちは、すべてのお取引先と対等かつ公正な取引関係を構築し、誠実な事業活動を推進します。

私たちは、公正かつ透明な取引を通じて、最良かつ最適な資源を調達します。

私たちは、お取引先をはじめとするサプライチェーン全体に対して、CSR 調達ガイドラインを周知し、ご理解いただくとともに、各社のお取引先にも本ガイドラインと同様の基準を遵守するよう、ご理解を求めます。』

<CSR 調達ガイドライン>

お取引先の皆様にご協力いただきたい取り組み事項をまとめています。これらの取り組みを進めているお取引先からの調達を推進します。本ガイドラインの内容または貴社が持つ同様のガイドラインを、貴社のみならず、貴社のお取引先にも伝達し、遵守を促進していただきますようお願いいたします。

◇調達活動基本方針

1. コンプライアンス

調達活動はコンプライアンスに留意し、当社グループおよびお取引先の皆様の双方が、すべての関連法令を遵守し、社会規範および企業倫理に基づいて行動すべきであると考えます。

2. オープン

良質で安全かつ経済的な資機材を調達するため、幅広く取引することを基本とします。

3. 公平・公正

お取引先は、品質、価格、信頼性、納期の確実性、アフターサービス、既設設備との整合性、技術力、安全管理体制、経営状態、CSR への取り組み姿勢などを総合的に勘案し、適正な基準に基づいて公平かつ公正に選定し、取引を行います。

4. 人権尊重

人権を尊重し、差別、嫌がらせ、不当な強制、一切のハラスメントをすることなく、職務の遂行に努めます。

5. 環境に対する配慮

静岡ガス環境行動指針に基づき、循環型社会の形成、地域環境保全に寄与する調達活動を推進します。また、環境行動指針に基づく調達活動の一環として、グリーン購入を推進します。

6. 相互信頼

お取引先の皆様とは、公平で公正な取引を通じて信頼関係を確立し、相互の発展を図ることに努めます。

7. 情報管理

調達活動を通じて収集した情報の重要性を認識し、適切に管理します。

8. 地域社会への貢献

地域社会の活性化、快適な暮らしと健康づくりの実現に貢献するため、地域社会と信頼・協働関係を構築し、共存共栄を図る活動に積極的に取り組みます。

9. サプライチェーン全体での CSR 推進

CSR 調達ガイドラインに基づき、お取引先とともに、社会の持続的な発展を推進する CSR 調達を目指します。

◇CSR 調達ガイドライン

お取引先の皆様にご協力いただきたい取り組み事項をまとめています。これらの取り組みを進めているお取引先からの調達を推進します。本ガイドラインの内容または貴社が持つ同様のガイドラインを貴社のみならず、貴社のお取引先にも伝達し、遵守を促進していただきますようお願いいたします。

1. 品質と安全性の維持

（品質）

品質・性能については、要求される水準を満たし、それが合理的な期間で保持されることが必要です。

（安全性）

使用および操作上の安全性が確保されていることが必要です。

2. 安全管理

（安全管理）

有害化学物質等の管理や安全衛生などに関わる法令・基準を遵守し、職場環境の安全管理に取り組むことが必要です。

（緊急時の対応）

緊急事態を想定し、その対応にあたる体制を整備し、機能していることが必要です。

3. 人権・労働

人権の尊重や、雇用環境に係る法令を遵守し、これらに関する取り組みを実施していることが必要です。

以下は具体的な内容です。

- ・国籍・人種・性別・宗教等による差別、嫌がらせ、不当な強制および、一切のハラスメントを行わない。
- ・従業員の安全と健康に配慮し、必要な対策を講じる。
- ・労働時間を適切に管理する。
- ・従業員の結社の自由を尊重するとともに、団体交渉や労使間協議を認める。
- ・労働者の権利を守り、最低賃金を上回る賃金を支払う。
- ・児童労働・強制労働を禁止して、違法な就労をさせない。

4. 環境の保全

環境問題に配慮して、グリーン購入をはじめとした、環境負荷を軽減する取り組みを実施していることが必要です。

5. コンプライアンス

取引関連法令の遵守、不正行為の予防と早期発見のための体制を整備し、機能していることが必要です。

6. リスク管理

個人・機密情報および知的財産権を適切に取り扱う体制を整備し、機能していることが必要です。紛争鉱物を原材料として使用しないこと、反社会勢力との関係排除等に取り組んでいることが前提です。

7. 価格と納期

価格については、仕様、品質、性能、納期、支払条件および市場価格の動向に照らし、適正な設定であることが必要です。

決められた納期は順守されることが必要です。

8. 保守管理・アフターサービス

点検・保守・補修・故障等の対応が、迅速で確実に実施される体制が整備されており、対応時に、必要部品や技術支援の提供が迅速にできる体制が保持されていることが必要です。

9. 地域社会への貢献

地域社会の活性化、快適な暮らしと健康づくりの実現に貢献するため、地域社会と信頼・協働関係を構築し、共存共栄を図る活動に積極的に取り組んでいくことが必要です。

10. サプライチェーンのマネジメント

本ガイドラインの取り組みは、自社が実施するだけでなく、お取引先に対しても、本ガイドラインに定められている事項の取り組みを働きかけることが求められます。

◇お問い合わせ先

調達に関するご相談、ご質問は、総務部購買担当までお問合せください。

〒422-8688

静岡県駿河区八幡 1-5-38

TEL 054-284-7987

FAX 054-283-1724

◇沿革

制 定：2020年12月18日

施 行：2021年 1月 1日

改 定：2021年10月14日

2025年 1月 1日